

農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による

農地転用関係提出書類一覧表

H31.2 修正

★は必須 ☆は申請により	部数	注意事項	セルフチェック欄
★申請書	1 部	農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による許可申請書 ・申請者（所有者）の署名・捺印が必要です。 ・必要事項をすべて記入します。計画、選定理由等	
★位置図	1 部	申請の土地を示した図（住宅地図に申請地を示す）	
★登記簿	1 部	申請の土地の登記簿謄本（法務局にて） 全部事項証明書に限る。発行から 3 ヶ月以内のもの。	
★土地の公図	1 部	① 申請の土地を中心に（法務局にて）インターネットでの 登記情報サービス提供の公図でも可。	
	1 部 (コピー で可)	② 隣接する農地の所有者、耕作者を記入 ③ 隣接するすべての土地の現況地目を記入 ④ 全体計画の区域と施設の配置を記入	
★同意書 ① ・担当農業委員 意見書	1 部	・申請の土地の隣接農地の所有者に説明し、同意書に住所、 氏名、捺印をお願いします。 ・申請地の担当農業委員の意見書。（許可申請に必要な書類 類を揃え、農業委員に見せる）	
★建物等の 設計図・ 事業計画図	1 部	転用計画建物等の立面図、平面図 駐車場、資材置き場、太陽光施設等については土地造成・ 構造物の計画図	
★排水計画書	1 部	汚水、雨水排水の処理経路を示す図。	
☆同意書 ②	1 部	雨水排水の放流予定の水利権者に説明し、同意書に住所、 氏名、捺印をお願いします。	
☆事業計画書	1 部	事業計画の概要が判るもの。（個人住宅は添付不要）	
☆承諾書	1 部	申請の土地が抵当権設定された土地の場合、債権者の承諾 書が必要です。	
☆定款及び法 人登記簿	各 1 部	申請者が法人の場合は、法人の定款と法人登記簿本（登記 事項証明書）を提出ください。謄本取得は法務局にて。	
☆工事工程表	1 部	事業計画面積が 5000 m ² 以上のもの（その他は申請書記載 で可）	

・・・裏面へ続く・・・

☆関係法令の許認可等に係る申請書の写し等	1部	都市計画法・森林法・砂利採取法等	
☆土地改良区の意見書	1部	土地改良区の地区内にある農地の場合 (意見を求められた日から30日経過後も意見が得られない場合には、その事由を記載した書面)	
☆地区内道水路の処置に係る所管部局との調整を証する書面	1部	事業地内に道水路がある場合 例) 道路占用許可証の写し、水路占用許可証の写し等 (建設課)	
☆その他参考とする書類 (許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限る)			
<ul style="list-style-type: none"> ・住民票・戸籍謄本・相続関係書類等……申請書と土地の登記事項証明書の記載内容が異なる場合 ・印鑑証明書……抵当権者等利害関係人の同意書を求めた場合でその真意を確認する必要がある場合 			

※ 必要に応じてその他の説明書類を求める場合があります。

※ ご自身で準備できない場合、窓口でコピーできます。その場合1枚、10円のコピー代が必要となります。